

プログラムごとの脆弱性評価結果

1 大規模自然災害が発生したときでも人命を最大限保護する

1 地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生

【地震】(第4次地震被害想定 レベル2)

建物全壊：約 100 棟 建物半壊：約 600 棟

建物倒壊・土砂災害・火災による人的被害：死者約 10 名、重症者数約 20 名

(1)住宅・建築物の耐震化、老朽空家対策

住宅・建築物の耐震化は、倒壊を防ぐとともに津波からの早期避難が可能となることにより、住民の命を守るのはもちろん、負傷者や避難者を減少させ、発災後の応急対応や復興における社会全体の負担を軽減する効果があることから、早急に進めることが必要である。

町内の特定建築物の耐震化率は県平均を上回っているが、住宅の耐震化率は県平均を下回っており、耐震化の進捗を進める必要がある。

老朽した空家の所有者に対する適正管理の指導等の対策も必要である。

【住宅の耐震化率 68.7%】：H27 年

【特定建築物の耐震化率 92.6%】：R3 年

再掲【9-3- (1)】

(2)家具転倒防止等の家庭内対策

住宅の耐震化が困難な家庭では、耐震シェルターや防災ベッドの設置などにより家庭内の安全を確保するとともに、家具の固定などのさらなる家庭内対策の推進を図る必要がある。

(3)学校・保育施設・福祉施設、防災拠点となる公共施設及び多数の者が利用する建築物の耐震化

町内小中学校の校舎及び屋内運動場施設は、災害時の指定避難所となっており耐震化は既に終えている。

福祉施設等の利用者は、災害時、自力での安全確保や避難が困難となるため、施設の防災対策が重要である。施設の耐震化等を進めるとともに、各種避難計画の策定や訓練実施のための支援を行っていくことが必要である。

再掲【3-1- (1) 3-3- (1)】

(4)避難地、避難路の整備、避難路沿いのブロック塀の耐震化

災害時に避難地となる施設や公園の整備のほか、安全な避難場所へ迅速な避難を行うために避難経路の整備と倒壊の危険がある道路沿いのブロック塀の撤去・改善を図る必要がある。

(5)消防防災施設の充実、地域消防力の確保

同時多発する火災等に備え、消防力を強化するため、消防施設・設備の充実、消防救急の広域化、防災ヘリコプターを活用した消防体制の充実、消防団員の確保・教育訓練に努める必要がある。

消防団員の減少に伴う団員確保対策については、幅広い年齢層を対象に消防団を補完する体制づくりを検討するとともに、消防団装備品の充実、耐震性貯水槽や消火栓の整備を推進する必要がある。

【耐震性貯水槽の整備率 40.8%】：R2 年

【消防団員の確保 89.68%】：R3 年

再掲【7-2- (1)】

(6)消防広域化による静岡市消防局との連携体制強化

常備消防と消防団との連携や大規模災害発生時の消防力全体の運用について、訓練等を通じて研究、検証を図る必要がある。

・消防救急業務の広域化 平成 28 年度

再掲【7-2- (2) 5-3-(3)】

2 台風や大雨等に伴う洪水による死傷者の発生

【被害想定等】

大井川の浸水被害（想定最大規模）による避難所避難者数 1,991 人
（その他の想定） 建物、住宅地、農地等への浸水

(1)河川及び洪水調節施設等の整備

広域的に甚大な浸水被害が想定される大井川（国、県管理）流域の地域に大きな被害を発生させない災害対応策の重点化を図り対策を実施する。

過去に浸水被害のあった地域については、排水機場などの整備や森林、農地の保全等のソフト対策を関係機関等と協力して一体的な治水対策を実施する必要がある。

再掲【8-3- (2) 9-2- (2)】

(2)避難行動の周知徹底

洪水時の避難の適切な行動について、避難のタイミングや建物の2階等への垂直避難、親戚や知人宅への避難等、住民一人ひとりがそれぞれの状況に応じた避難の判断ができるよう周知徹底を図る。

要配慮者に対する適切な避難行動の周知を図るとともに、利用施設に対しては避難計画等の策定支援及び訓練の実施を働きかける。

再掲【1-3- (1) 1-4- (1) 1-5- (2) 7-3- (2)】

(3)洪水ハザードマップの作成、説明会の開催及び図上訓練等の実施

洪水時の避難を円滑かつ迅速に行うため、洪水ハザードマップを全戸に配布しているが、必要に応じたハザードマップの見直し、水害リスク情報の提供などを継続して行うよう努める。

自主防災会では、防災マップ等作成を推進することで、地域防災力の向上を図る必要がある。

再掲【1-3- (2) 1-4- (2)】

(4)農業用排水施設等の整備・補強

農地や農業用施設の湛水被害解消や自然的社会的状況の変化等によって機能低下した農業用排水施設等の整備・補強を進める必要がある。

再掲【7-3- (5) 8-3- (3) 9-2- (1)】

3 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

(1)避難行動の周知徹底

洪水時の避難の適切な行動について、避難のタイミングや建物の2階等への垂直避難、親戚や知人宅への避難等、住民一人ひとりがそれぞれの状況に応じた避難の判断ができるよう周知徹底を図る。

要配慮者に対する適切な避難行動の周知を図るとともに、利用施設に対しては避難計画等の策定支援及び訓練の実施を働きかける。

再掲【1-2- (2)】

(2)洪水ハザードマップの作成、説明会の開催及び図上訓練等の実施

洪水時の避難を円滑かつ迅速に行うため、洪水ハザードマップを全戸に配布しているが、必要に応じたハザードマップの見直し、水害リスク情報の提供などを継続して行うよう努める。

自主防災会では、防災マップ等作成を推進することで、地域防災力の向上を図る必要がある。

再掲【1-2- (3)】

4 避難行動が遅れたことによる多数の死傷者の発生

(1)避難行動の周知徹底

洪水時の避難の適切な行動について、避難のタイミングや建物の2階等への垂直避難、親戚や知人宅への避難等、住民一人ひとりがそれぞれの状況に応じた避難の判断ができるよう周知徹底を図る。

要配慮者に対する適切な避難行動の周知を図るとともに、利用施設に対しては避難計画等の策定支援及び訓練の実施を働きかける。

再掲【1-2- (2)】

(2)洪水ハザードマップの作成、説明会の開催及び図上訓練等の実施

洪水時の避難を円滑かつ迅速に行うため、洪水ハザードマップを全戸に配布しているが、必要に応じたハザードマップの見直し、水害リスク情報の提供などを継続して行うよう努める。

自主防災会では、防災マップ等作成を推進することで、地域防災力の向上を図る必要がある。

再掲【1-2- (3)】

(3)災害情報等の伝達手段の多様化

災害情報の伝達手段は、各家庭に設置されている告知端末機（かわねフォン）及び屋外拡声子局のほか、全国瞬時警報システム（Jアラート）、災害情報共有システム（Lアラート）、緊急速報メールなどがある。

利用者の情報インフラ等の環境変化に応じて、さらに効果的な情報伝達手段を構築するとともに、防災訓練等で情報伝達訓練を実施するなど、情報伝達ツールの整備と住民への周知を促進する必要がある。

再掲【4-2- (1) 4-3- (1)】

(4)地域で行われる防災訓練の充実・強化

地域防災体制の確立、防災力、防災意識の向上を図るため、地区住民を対象とした防災講座や災害図上訓練（DIG）、避難所運営ゲーム（HUG）等開催の推進に努める必要がある。

再掲【4-3-（3）】

5 地震等による大規模な土砂災害による多数の死傷者の発生

【被害想定等】 令和2年1月時点

土砂災害危険箇所 267 箇所

砂防指定地 24 箇所

急傾斜地崩壊危険区域 17 箇所

土砂災害警戒区域 237 箇所

土砂災害特別警戒区域 216 箇所

(1)地すべり防止施設、砂防施設、急傾斜地崩壊防止施設の整備

従来からの施設整備は、同時多発的に発生し、人的被害が発生するおそれのある土砂災害に有効であることから、優先度を設けて着実に進めていく必要がある。併せて、既存施設を最大限活用できるよう、適切な維持管理に努める必要がある。事業実施については、国及び県への働きかけにより、土砂災害防止施設の整備を促進する必要がある。

再掲【7-3-（1）】

(2)避難行動の周知徹底

洪水時の避難の適切な行動について、避難のタイミングや建物の2階等への垂直避難、親戚や知人宅への避難等、住民一人ひとりがそれぞれの状況に応じた避難の判断ができるよう周知徹底を図る。

要配慮者に対する適切な避難行動の周知を図るとともに、利用施設に対しては避難計画等の策定支援及び訓練の実施を働きかける。

再掲【1-2-（2）】

(3)土砂災害ハザードマップの作成、説明会の開催及び図上訓練等の実施

突発的に発生する土砂災害に対する避難を円滑かつ迅速に行うため、土砂災害ハザードマップを全戸に配布しているが、必要に応じたハザードマップの見直し、土砂災害リスク情報の提供などを継続して行うよう努める。

自主防災会では、防災マップ等作成を推進するとともに、防災訓練等を通じて、地域

防災力の向上を図る必要がある。

再掲【7-3- (3)】

(4)山地災害防止施設等の整備、避難体制の整備

森林の適正な整備と保全のため、保安林の適正配備と治山事業の山地災害防止施設により保安林機能の向上に取り組み、間伐などの森林施業の着実な実施と荒廃した森林の再生を促進する必要がある。

再掲【7-3- (4) 9-2- (3)】

2 大規模自然災害発生直後から救助・救急・医療活動が迅速に行われるとともに被災者等の健康・避難生活環境を確保する

1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー 供給の停止

【地震】(第4次地震被害想定 レベル2)

物資の不足	1～3日	給水	0トン
	3～7日	給水	252トン
上水道断水	直後200軒(99%)	→	1週間後 118軒(59%)
配電柱被害	10本(被害率0.1%)		
停電被害	直後5,400軒(89%)	→	1週間後 0%

(1)緊急物資備蓄の促進

町では、大規模地震災害等に備えて、食料等の緊急物資の備蓄を促進するとともに、町民に対して7日以上食料、飲料水の備蓄を呼び掛けているが、現状では不十分な状況であり、様々な機会を捉えて、日常生活で準備できる備蓄方法の周知を行い、備蓄率の向上を図る必要がある。

また、帰宅困難者のために、事業所においては、発災後しばらくは従業員等を事業所内に留めておくことができるよう必要な備蓄に努めるよう促す必要がある。

学校、幼稚園、保育所では、児童・生徒等を保護者へ引き渡しができず学校に留まる場合に備え、食料・飲料水の備蓄を進める必要がある。

社会福祉施設では、施設により利用者の特性があることから、水、食料のほか、オムツ、常備薬など施設利用者に合わせた備蓄に努めるよう促す必要がある。

(2)救援物資受入体制の整備

救援物資の受け入れ体制について、訓練等を通じて定期的な検証を行い、災害時応援

協定を締結する民間団体等との情報交換会や会議等を定期的に行い、必要に応じて協定内容の見直しを行うなど連携体制を強化する必要がある。

また、長期の避難生活を想定して、民間団体等との新たな災害応援協定の締結を進める必要がある。

(3)水道の基幹施設の耐震化

水供給の長期停止を防ぐため、水道浄水施設、配水池や基幹道路の耐震化を進める必要がある。

(4)停電リスク軽減のための予防伐採推進体制の構築

地域内の景観整備のための里山整備事業と合わせて、災害時における大規模停電のリスクを低減するため、県及び電力事業者と連携し、予防伐採の対象範囲や役割分担等を調整し計画的に進める必要がある。

2 避難経路や緊急輸送路の寸断による多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

【地震、土砂災害】

孤立集落が発生する可能性 12%（4 地区）

(1)災害時の迂回路となる農道、林道の整備・改良

町内全域において、道路の防災、震災対策及び周辺の治山対策等を進めるとともに、災害時の迂回路となる農道や林道の整備を進め、多様な主体が管理する道を把握し、活用すること等により、避難路や代替輸送路を確保するための取り組みを推進する必要がある。

再掲【2-9-（3） 2-10-（4） 6-3-（2）】

(2)孤立地域における通信手段の確保、ヘリ誘導訓練の実施

道路の寸断等により孤立した場合に備え、通信手段を確保するとともに、ヘリコプターの誘導訓練を行う必要がある。自主防災会には、災害時の通信手段としてデジタル防災行政無線機を配備するとともに、孤立が予想される集落等には衛星携帯電話を配備済みである。

【孤立予想集落への衛星携帯電話整備及び更新率 100%（4 地区）】

【自主防災会へのデジタル防災行政無線機整備及び更新率 100%（34 地区 43 台）】

(3)地域防災力の充実強化

超広域災害では、広域支援の遅れや不足が生じることも想定されることから、地域の防災力の充実・強化を図る必要がある。

このため、消防団員の確保、地域の防災委員との連携強化のほか、地域の消防防災用施設、設備及び資機材の整備を進めるとともに、自主防災組織を中心に地域の住民や学校、事業所などが協力した防災訓練や人材の育成・活用などの取組を促進する。

再掲【2-3- (2) 3-4- (2) 7-2- (3) 8-2- (1) 8-6- (2)】

3 警察、常備消防、自衛隊等の被災等による救助、救急活動等の絶対的不足

(1)自衛隊等との連携強化

災害時の広域支援をより効果的に受け入れるため、自衛隊や相互応援協定を締結している自治体等と平時からの連絡会議等による情報交換や訓練等を行うことにより、連携体制の強化を図る必要がある。

(2)地域防災力の充実強化

超広域災害では、広域支援の遅れや不足が生じることも想定されることから、地域の防災力の充実・強化を図る必要がある。

このため、消防団員の確保、地域の防災委員との連携強化のほか、地域の消防防災用施設、設備及び資機材の整備を進めるとともに、自主防災組織を中心に地域の住民や学校、事業所などが協力した防災訓練や人材の育成・活用などの取組を促進する。

再掲【2-2- (3)】

(3)防災拠点となる公共施設の耐震化及び機能強化

防災拠点となる公共施設等の耐震化と合わせて、防災機能の強化を図る必要がある。

4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

【地震】(第4次地震被害想定 レベル2)

停電 直後 5,400 軒 (89%) → 1 週間後 0%

断水 直後 200 軒 (100%) → 1 週間後 118 軒 (59%)

(1)病院等医療機関における電力供給体制の確保

災害時における電力供給の途絶に備え、病院等医療機関における燃料タンクや自家発電装置の設置等を促進する必要がある。

5 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者（観光客を含む）の発生による混乱

【地震】（第4次地震被害想定）

帰宅困難者（観光・出張客） 約400人

(1)事業所等における緊急物資備蓄、帰宅困難者への情報提供

大規模地震発生時等において、帰宅困難者を極力発生させないため、交通機関や観光施設、事業所等においては、当面の間、その施設や事業所内に利用者や従業員等を留めておくことが必要となることから、飲料水や食料等の緊急物資の備蓄を促進する必要がある。

また、帰宅困難者への適時・適切な情報提供を図るための体制を整備する必要がある。

(2)民間団体等との災害時の応援協定締結による連携強化

必要に応じて、民間団体等との災害時応援協定等の締結を推進する必要がある。

再掲【2-8-（4）】

6 医療施設及び関係者等の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶の途絶による医療

機能の麻痺

【地震】（第4次地震被害想定 レベル2）

【医療対応不足数：入院約20人、外来約40人】

【日常受療困難者：入院約10人、外来約50人】

(1)医療救護体制の整備

ヘリコプター等を活用した重症患者の広域搬送体制、被災地外からの災害派遣医療チーム（DMAT）等救護班受入れによる治療実施体制など、医療救護計画に基づく医療救護体制を整備する必要がある。

7 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

【地震、風水害】（第4次地震被害想定）

インフルエンザの集団感染、ノロウイルス等の感染性胃腸炎の蔓延、食中毒などが発生する可能性がある。

(1)平時からの予防措置

感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から予防接種を促進する必要がある。

【予防接種法に基づく予防接種麻しん・風しんワクチンの接種率

1期 100%、2期 100%：H30（全国1期96.0%：H29）】

8 避難生活における、きめ細やかな支援の不足による心身の健康状態の悪化・災害

関連死の発生

【地震】（第4次地震被害想定）

避難所生活からくる疲労、睡眠不足、ストレス等による体力の低下、罹病、病状の悪化等が発生。精神的ダメージを受け、PTSDの症状を訴える人が多く発生し、メンタルヘルスのニーズが増大する。

(1)避難所の安全確保

避難者の安全確保を図るため、被災建築物応急危険度判定の実施体制を強化するとともに、天井脱落防止、非常用電源の確保、土砂災害防止施設の整備を推進する必要がある。

再掲【2-10-（1） 2-11-（1）】

(2)福祉避難所の促進

社会福祉施設や宿泊施設を活用し、高齢者、障害のある人、乳幼児、妊産婦その他の特に配慮を要する者（要配慮者）を避難させる福祉避難所の設置を促進する必要がある。

(3)避難所での生活によるストレスの軽減

避難所での生活によるストレスを軽減できるよう、避難所におけるルールづくりやプライバシーの保護、アメニティの向上を図る必要がある。

また、避難者等へのきめ細かな支援を行うボランティアを円滑に受け入れるため、災害ボランティアコーディネーターの養成を行うとともに、県災害ボランティア本部等との連携強化を図るための訓練等を行う必要がある。

再掲【2-11- (2)】

(4)民間団体等との災害時の応援協定締結による連携強化

必要に応じて、民間団体等との災害時応援協定等の締結を推進する必要がある。

再掲【2-5- (2)】

(5)動物救護体制の整備

災害時における犬猫等の保護のため、動物救護体制の整備を図る必要がある。

(6)災害ボランティアの円滑な受入れ

避難者等へきめ細かな支援を行うボランティアを円滑に受け入れるため、災害ボランティアコーディネーターの養成を行うとともに、県災害ボランティア本部等との連携体制の強化を図るための訓練等を行う必要がある。

再掲【2-11- (3)】

(7)被災者の健康支援体制の整備

災害時における被災者の健康支援を迅速に対応するため、マニュアルの整備やコーディネーターの養成を行う必要がある。

(8)遺体の適切な対応

遺体に関して、適切な対応を行うため、遺体処理計画の策定や広域火葬体制の整備を図る必要がある。

9 緊急輸送路等の途絶により救急・救命活動や支援物資の輸送ができない事態

【地震】（その他の想定）

【国道 362 号・473 号、県道 77 号・263 号】

一部区間で橋りょう損壊、山がけ崩れによる被害が発生し、復旧に数週間かかる。

(1)緊急輸送路等の整備・耐震対策

救急救命活動や支援物資の輸送を迅速に行うため、緊急輸送路等の道路整備の要望や道路や橋りょうの長寿命化のための修繕計画及び対策を推進する必要がある。

また、緊急輸送路等で災害時に支障木となる恐れのある樹木の伐採の推進を図る必要がある。

再掲【2-10- (2) 5-4- (3) 6-3- (1)】

(2)緊急輸送路等の周辺対策

基幹的交通インフラ及び緊急輸送路等の機能及び通行の安全を確保するため、道路等に面する建築物やブロック塀等の耐震対策、落下物対策や土砂災害防止施設等の整備を推進する必要がある。

再掲【2-10- (3)】

(3)災害時の迂回路となる農道、林道の整備・改良

町内全域において、道路の防災、震災対策及び周辺の治山対策等を進めるとともに、災害時の迂回路となる農道や林道の整備を進め、多様な主体が管理する道を把握し、活用すること等により、避難路や代替輸送路を確保するための取り組みを推進する必要がある。

再掲【2-2- (1)】

(4)道路啓開体制の整備

道路啓開や支援物資の輸送を迅速に行うため、災害時応援協定を締結する民間団体等と連絡窓口の確認を定期的に行い、必要に応じて協定内容の見直しを行い、連携体制の強化を図る必要がある。

再掲【2-10- (5) 5-4- (5) 6-3- (3)】

(5)災害時応援協定を締結する民間団体等との連携強化

道路啓開や支援物資の輸送を迅速に行うため、災害時応援協定を締結する民間団体等との情報交換会の開催や連絡窓口の確認を定期的に行うとともに、必要に応じて協定の内容について見直しを行うなど、連携体制の強化を図る必要がある。

再掲【2-10- (6) 5-4- (6) 6-3- (4)】

10 幹線道路や橋りょうの被災により復旧活動ができない事態

(1)避難所の安全確保

避難者の安全確保を図るため、被災建築物応急危険度判定の実施体制を強化するとともに、天井脱落防止、非常用電源の確保、土砂災害防止施設の整備を推進する必要がある。

再掲【2-8- (1)】

(2)緊急輸送路等の整備・耐震対策

救急救命活動や支援物資の輸送を迅速に行うため、緊急輸送路等の道路整備の要望や道路や橋りょうの長寿命化のための修繕計画及び対策を推進する必要がある。

また、緊急輸送路等で災害時に支障木となる恐れのある樹木の伐採の推進を図る必要がある。

再掲【2-9- (1)】

(3)緊急輸送路等の周辺対策

基幹的交通インフラ及び緊急輸送路等の機能及び通行の安全を確保するため、道路等に面する建築物やブロック塀等の耐震対策、落下物対策や土砂災害防止施設等の整備を推進する必要がある。

再掲【2-9- (2)】

(4)災害時の迂回路となる農道、林道の整備・改良

町内全域において、道路の防災、震災対策及び周辺の治山対策等を進めるとともに、災害時の迂回路となる農道や林道の整備を進め、多様な主体が管理する道を把握し、活用すること等により、避難路や代替輸送路を確保するための取り組みを推進する必要がある。

再掲【2-2- (1)】

(5)道路啓開体制の整備

緊急輸送路や避難路の途絶を迅速に解消するため、関係機関との連携により装備資機材の充実、情報収集・共有、情報提供など必要な体制整備を図る必要がある。

再掲【2-9- (4)】

(6)災害時応援協定を締結する民間団体等との連携強化

道路啓開や支援物資の輸送を迅速に行うため、災害時応援協定を締結する民間団体等との情報交換会の開催や連絡窓口の確認を定期的に行うとともに、必要に応じて協定の内容について見直しを行うなど、連携体制の強化を図る必要がある。

再掲【2-9- (5)】

11 被災住民等への支援不足による健康被害の発生

【地震】(第4次地震被害想定)

避難所生活による疲労や睡眠不足、ストレス等によって体調の悪化や罹患等が発生する。避難所運営にあたる自主防災会やボランティア等が疲労等によりダメージを受ける。また、PTSD 発症者が増え、メンタルヘルスのニーズが起きる。

(1)避難所の安全確保

避難者の安全確保を図るため、被災建築物応急危険度判定の実施体制を強化するとともに、天井脱落防止、非常用電源の確保、土砂災害防止施設の整備を推進する必要がある。

再掲【2-8- (1)】

(2)避難所での生活によるストレスの軽減

避難所での生活によるストレスを軽減できるよう、避難所におけるルールづくりやプライバシーの保護、アメニティの向上を図る必要がある。

また、避難者等へのきめ細かな支援を行うボランティアを円滑に受け入れるため、災害ボランティアコーディネーターの養成を行うとともに、県災害ボランティア本部等との連携強化を図るための訓練等を行う必要がある。

再掲【2-8- (3)】

(3)災害ボランティアの円滑な受入れ

避難者等へきめ細かな支援を行うボランティアを円滑に受け入れるため、災害ボランティアコーディネーターの養成を行うとともに、県災害ボランティア本部等との連携体制の強化を図るための訓練等を行う必要がある。

再掲【2-8- (6)】

3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

1 防災拠点施設・車両等の被災による行政機能の低下（役場庁舎、防災倉庫、消防署、消防団施設等）

【地震】（第4次地震被害想定 レベル2）

役場庁舎等の災害対応拠点施設が甚大な被害を受ける。

車両や資機材等が被害を受け、通常どおり使用することができない。

(1) **学校・保育施設・福祉施設、防災拠点となる公共施設及び多数の者が利用する建築物の耐震化**

町内小中学校の校舎及び屋内運動場施設は、災害時の指定避難所となっており耐震化は既に終えている。

福祉施設等の利用者は、災害時、自力で自らの安全確保や避難が困難となるため、施設の防災対策が重要である。施設の耐震化等を進めるとともに、各種避難計画の策定や訓練実施のための支援を行っていくことが必要である。

再掲【1-1- (3)】

(2) **業務継続に必要な体制整備**

町の危機管理体制は、町長不在時の代行順位を定めて執行体制が確保されており、一部の幹部職員が不在等に備えて本部運営訓練等の実施により、緊急事態においても意思決定ができる体制整備に努めている。

町の業務継続計画（BCP）の検証と見直しを常に行い、業務継続に必要な体制を整備する必要がある。

再掲【3-2- (1) 3-3- (2)】

2 職員の被災による行政機能の大幅な低下

【被害想定等】（その他の想定）

町職員の被災により参集予定人員の確保ができない

幹部職員の被災、死傷により指揮機能の喪失

(1) **業務継続に必要な体制整備**

町の危機管理体制は、町長不在時の代行順位を定めて執行体制が確保されており、一部

の幹部職員が不在等に備えて本部運営訓練等の実施により、緊急事態においても意思決定ができる体制整備に努めている。

町の業務継続計画（BCP）の検証と見直しを常に行い、業務継続に必要な体制を整備する必要がある。

再掲【3-1-（2）】

(2)各種実践的訓練の実施

危機対策にあたる要員を対象として、年間を通じて計画的に各種実践的な訓練を行うことにより、業務の習熟を図る必要がある。

3 町有施設等の被災による行政機能の低下

【被害想定等】（その他）

防災拠点施設や重要拠点施設が甚大な被害を受ける
通常業務の継続が困難になる

(1)学校・保育施設・福祉施設、防災拠点となる公共施設及び多数の者が利用する建築物の耐震化

町内小中学校の校舎及び屋内運動場施設は、災害時の指定避難所となっており耐震化は既に終えている。

福祉施設等の利用者は、災害時、自力で自らの安全確保や避難が困難となるため、施設の防災対策が重要である。施設の耐震化等を進めるとともに、各種避難計画の策定や訓練実施のための支援を行っていくことが必要である。

再掲【1-1-（3）】

(2)業務継続に必要な体制整備

町の危機管理体制は、町長不在時の代行順位を定めて執行体制が確保されており、一部の幹部職員が不在等に備えて本部運営訓練等の実施により、緊急事態においても意思決定ができる体制整備に努めている。

町の業務継続計画（BCP）の検証と見直しを常に行い、業務継続に必要な体制を整備する必要がある。

再掲【3-1-（2）】

4 防犯・治安機能の悪化による犯罪の発生

【被害想定等】（その他の想定）

災害支援を騙る不審者等による詐欺や窃盗などの被害者の発生

(1)地域の治安確保・維持のための体制づくり

治安悪化による犯罪抑止のための体制づくりを、警察・自主防災会と構築する必要がある。

再掲【8-6- (1)】

(2)地域防災力の充実強化

超広域災害では、広域支援の遅れや不足が生じることも想定されることから、地域の防災力の充実・強化を図る必要がある。

このため、消防団員の確保、地域の防災委員との連携強化のほか、地域の消防防災用施設、設備及び資機材の整備を進めるとともに、自主防災組織を中心に地域の住民や学校、事業所などが協力した防災訓練や人材の育成・活用などの取組を促進する。

再掲【2-2- (3)】

4 大規模自然災害発生直後であっても、必要不可欠な情報通信機能・ 情報サービスは確保する

1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

【電力】 電気需要戸数 約 6,100 件

	直後	1 日後	4 日後	1 週間後
停電率	89%	80%	0%	0%

(1)防災拠点施設における非常用電源、燃料の確保

電力の供給停止に備え、防災拠点施設において、防災行政無線等の情報通信施設の機能維持に必要な非常用電源及び燃料を確保する必要がある。

(2)ふじのくに防災情報共有システムの適切な管理、システム研修の実施

災害時における市町や関係機関等と情報を共有できる体制を維持するため、「ふじのくに防災情報共有システム（FUJISAN）」によるシステム管理や関係者へのシステム研修を行う必要がある。

(3)デジタル化に対応した防災通信ネットワークシステムの整備・運用

災害時の通信を確実に確保するため、デジタル化に対応した新たな防災通信ネットワークシステムを整備・運用する必要がある。

(4)情報通信回線の維持

情報通信回線の途絶に備え、通信回線網を強化する必要がある。また、災害時に備えて、避難所等への Wi-fi 環境の整備を進める必要がある。

再掲【4-2- (2)】

2 テレビ・ラジオ放送・電話・インターネット環境の中断等により災害情報が必要な者に

伝達できない事態

【地震】(第4次地震被害想定)

テレビ、電話、パソコン等の破損、建物被害、停電等により情報機器が使用できない事態が発生する。

(1)災害情報の伝達手段の多様化

テレビ・ラジオ放送が中断した際にも、住民に対して災害関連情報の提供ができるよう、市町における同報無線設備等の整備のほか、災害情報共有システム（Lアラート）や緊急速報メールの活用を促進する必要がある。

また、道路通行規制情報配信システム等により、通行規制に関する情報提供の充実を図る必要がある。

再掲【1-4- (3)】

(2)情報通信回線の維持

情報通信回線の途絶に備え、通信回線網を強化する必要がある。また、災害時に備えて、避難所等への Wi-fi 環境の整備を進める必要がある。

再掲【4-1- (4)】

3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難

行動や救助・支援が遅れる事態

【地震・風水害】（第4次地震被害想定 レベル2）

携帯電話の被害（停波基地局率）

直後 0% 1日後 80% 1週間後 0%

(1)災害情報の伝達手段の多様化

テレビ・ラジオ放送が中断した際にも、住民に対して災害関連情報の提供ができるよう、市町における同報無線設備等の整備のほか、災害情報共有システム（Lアラート）や緊急速報メールの活用を促進する必要がある。

また、道路通行規制情報配信システム等により、通行規制に関する情報提供の充実を図る必要がある。

再掲【1-4- (3)】

(2)防災意識の向上

洪水や土砂災害等による被害を軽減するためには、町民が、自分の住んでいる地域の危険度を把握した上で、災害関連情報を正しく理解し、的確な避難行動を迅速に行うことが重要である。

このため、防災連絡調整のための会議、出前講座の開催や広報誌・ホームページ等を活用した啓発活動、各種災害を想定した防災訓練を実施するとともに、学校における防災教育を推進するなど、防災意識の高揚を図る必要がある。

(3)地域で行われる防災訓練の充実・強化

地域防災体制の確立、防災力、防災意識の向上を図るため、地区住民を対象とした防災講座や災害図上訓練（DIG）、避難所運営ゲーム（HUG）等開催の推進に努める必要がある。

再掲【1-4- (4)】

(4)外国人に対する危機管理対策

言語や文化・習慣の違い等により、防災知識や情報の理解が困難なため、適切な避難行動が遅れる場合がある。このため、防災に関する情報の多言語化や、わかりやすい日本語による情報発信、災害時通訳ボランティアの活用等により、災害時のコミュニケーション支援を図る。

また、事業所等の協力により、外国人県民の自助力・共助力を高め、外国人県民が適切な避難行動を取れるよう支援する必要がある。

5 大規模自然災害発生直後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない

1 サプライチェーンの寸断等による事業所等の生産能力低下による経済活動の停滞

【地震】（第4次地震被害想定 レベル2）

産業施設（設備）の被害やライフラインの停止、道路等の交通網の寸断、サプライチェーンの断絶による生産力の低下。（静岡県の間接的経済被害額は6.8兆円）

(1)事業所における地震防災応急計画及び事業継続計画（BCP）の策定の促進

大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災応急計画を策定する義務がある事業所への策定促進を促す必要がある。

また、大規模災害時における事業所の被災や生産力の低下を防ぐため、事業所の事業継続計画（BCP）について、静岡県BCPモデルプランの周知を図り、静岡県BCP研究会員による普及啓発やBCP策定を指導する人材の養成を図り、策定の促進を図る必要がある。

再掲【5-3-（1） 8-4-（6）】

2 社会活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

【地震】（第4次地震被害想定 レベル2）

従業員の被災、事業所設備の被害、ライフラインの停止や道路交通網の寸断、サプライチェーンの断絶等による生産力の低下。（静岡県の間接的経済被害額は6.8兆円）

(1)ライフラインの耐震化の促進と各機関との連携強化

エネルギー供給の長期途絶を回避するため、各ライフライン機関における施設の耐震対策を推進するとともに、被災後の迅速な復旧を図るため、平時から訓練等を実施し、関係機関との連携を強化する必要がある。

再掲【6-1-（2）】

3 主要産業施設の損壊、火災、爆発等

【地震・風水害】

- ・大規模な地震による中小の製造業などの建物（設備）等の被害
- ・風水害による建物、農地等の被害
- ・交通ネットワークの機能停止

(1)事業所における地震防災応急計画及び事業継続計画（BCP）の策定の促進

大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災応急計画を策定する義務がある事業所への策定促進を促す必要がある。

また、大規模災害時における事業所の被災や生産力の低下を防ぐため、事業所の事業継続計画（BCP）について、静岡県 BCP モデルプランの周知を図り、静岡県 BCP 研究会員による普及啓発や BCP 策定を指導する人材の養成を図り、策定の促進を図る必要がある。

再掲【5-1-（1）】

(2)消防防災体制の強化

大規模な火災に備え、消防施設・設備の充実を図るとともに、交通ネットワークの機能停止を想定した、空路による消防防災体制の強化を図る必要がある。

(3)消防広域化による静岡市消防局との連携体制強化

常備消防と消防団との連携や大規模災害発生時の消防力全体の運用について、訓練等を通じて研究、検証を図る必要がある。

- ・消防救急業務の広域化 平成 28 年度

再掲【1-1-（6）】

4 基幹的交通ネットワーク（陸上・航空）の機能停止

【地震・風水害】

【国県道】 一部区間で橋りょう損壊、山がけ崩れ、倒木等による被害多数。復旧に数週間を要する。

【町道等】 橋りょう損壊、山がけ崩れ、倒木等による被害多数。復旧に数カ月要する。

【ヘリポート】 ヘリポート施設の被害のほか、ヘリポートまでの道路等で橋りょう損壊、山がけ崩れ、倒木等による被害多数。復旧に数カ月を要する。

(1)主要幹線道路等の防災機能強化

大規模災害時における救急救命活動や支援物資の輸送等の広域支援体制を迅速に配備するため、国道 362 号、国道 473 号、主要地方道川根寸又峡線等の幹線道路の防災機能強化促進を要望します。

また、山村開発センター、文化会館等の緊急物資等の集積拠点等として防災上重要な役割が期待される施設は防災機能の強化促進を図る。

(2)陸・空の連携によるネットワークの強化

災害時における輸送モードの機能確保のほか、相互の連携、代替性の確保を図る必要がある。

また、新たな空輸拠点としてのヘリポート整備やヘリポート施設までの道路の整備が必要である。

(3)緊急輸送路等の整備・耐震対策

救急救命活動や支援物資の輸送を迅速に行うため、緊急輸送路等の道路整備の要望や道路や橋りょうの長寿命化のための修繕計画及び対策を推進する必要がある。

また、緊急輸送路等で災害時に支障木となる恐れのある樹木の伐採の推進を図る必要がある。

再掲【2-9- (1)】

(4)災害時の迂回路となる農道、林道の整備・改良

町内全域において、道路の防災、震災対策及び周辺の治山対策等を進めるとともに、災害時の迂回路となる農道や林道の整備を進め、多様な主体が管理する道を把握し、活用すること等により、避難路や代替輸送路を確保するための取り組みを推進する必要がある。

再掲【2-2- (1)】

(5)道路啓開体制の整備

緊急輸送路や避難路の途絶を迅速に解消するため、関係機関との連携により装備資機材の充実、情報収集・共有、情報提供など必要な体制整備を図る必要がある。

再掲【2-9- (4)】

(6)災害時応援協定を締結する民間団体等との連携強化

道路啓開や支援物資の輸送を迅速に行うため、災害時応援協定を締結する民間団体等との情報交換会の開催や連絡窓口の確認を定期的に行うとともに、必要に応じて協定の内容について見直しを行うなど、連携体制の強化を図る必要がある。

再掲【2-9- (5)】

5 食料等の安定供給の停滞

【地震】（第4次地震被害想定）

流通関連施設の被災、ライフライン機能支障及び交通機能支障に伴う流通機能低下により食料等の購入が困難となる。

(1)食料の生産・流通等関係事業所の防災対策（地震防災応急計画の策定）の促進

農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力強化に向けたハード対策とソフト対策の推進を図っていく必要がある。

(2)学校給食センターの貯水槽の維持管理、備蓄食材の整備

学校給食センターの貯水槽の定期的な維持管理に努め、日常利用のほか、災害時に町民に提供できるよう適切な維持管理に努める必要がある。

また、学校給食用の備蓄食料は、食物アレルギーに配慮したものを備蓄品として保管することとし、災害時には食物アレルギーの心配がある町民に対して安心して備蓄食料が提供できるよう適切な管理・整備を行う必要がある。

6 経済活動再開に必要な人材、再開資金の不足

【その他の想定】

事業再開に必要な人的資源や資金が不足し、経済活動が滞る

(1)商工会等の町内事業所との協力体制の構築

大規模災害発生後、経済活動が速やかに再開できるよう、商工会等と大規模災害発生後の対策についての協議の場を設けるなど、連携体制の構築を図る必要がある。

(2)大規模災害時に活用できる融資制度の整備

経済活動の速やかな再開のための融資制度について、町内の金融機関等と協議を進める必要がある。

6 大規模自然災害発生直後であっても、ライフライン、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる。

1 電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や石油・L Pガスサプライチェーン

の長期間の機能停止

【地震】（第4次地震被害想定 レベル2）

【電力】 電気需要戸数 2,800件

	直後	1日後	4日後	1週間後
停電率	89%	80%	0%	0%

【ガス】 プロパンガス 35%程度が供給停止

(1)分散自立型のエネルギーシステムの推進

太陽光、バイオマス、中小水力、風力、天然ガスコージェネレーション等の分散自立型エネルギーシステムを活用したエネルギーのネットワーク化を推進する必要がある。

(2)ライフラインの耐震化の促進と関係機関との連携強化

エネルギー供給の長期途絶を回避するため、各ライフライン機関における施設の耐震対策を推進するとともに、被災後の迅速な復旧を図るため、平時から訓練等を実施し、関係機関との連携体制を強化する必要がある。

再掲【5-2- (1)】

2 上水道等の長期間にわたる供給停止

【地震】（第4次地震被害想定 レベル2）

上水道：59%断水（復旧5週間程度）

	直後	1日後	1週間後	1カ月後
断水率	99%	95%	59%	26%

(1)水道施設の耐震化

災害時における上水道の機能確保を図るため、水道の浄水施設、配水池や基幹管路の耐震化等の整備を進める必要がある。

(2)上水道の断水に備えた応急給水体制の確保

非常用給水袋の備蓄、給水タンク等の配備、各浄水場施設への非常電源及び燃料補給体制の整備を進めるとともに、給水車の整備など、生活水の確保と応急給水体制の確保を推進する必要がある。

【給水タンク】	指定避難所 11 カ所（アルミ製貯水タンク）
【非常用給水袋】	1,800 袋（1 袋：6L）
【濾水機】	39 台（各自主防災会 1 台、役場 4 台）
【ポリタンク】	100 個（1 個：18L）

3 地域交通ネットワークが分断する事態

【地震】（第 4 次地震被害想定 レベル 2）

道路：山間部等で集落内道路等が不通となる

(1)緊急輸送路等の整備・耐震対策

救急救命活動や支援物資の輸送を迅速に行うため、緊急輸送路等の道路整備の要望や道路や橋りょうの長寿命化のための修繕計画及び対策を推進する必要がある。

また、緊急輸送路等で災害時に支障木となる恐れのある樹木の伐採の推進を図る必要がある。

再掲【2-9- (1)】

(2)災害時の迂回路となる農道、林道の整備・改良

町内全域において、道路の防災、震災対策及び周辺の治山対策等を進めるとともに、災害時の迂回路となる農道や林道の整備を進め、多様な主体が管理する道を把握し、活用すること等により、避難路や代替輸送路を確保するための取り組みを推進する必要がある。

再掲【2-2- (1)】

(3)道路啓開体制の整備

緊急輸送路や避難路の途絶を迅速に解消するため、関係機関との連携により装備資機材の充実、情報収集・共有、情報提供など必要な体制整備を図る必要がある。

再掲【2-9- (4)】

(4)災害時応援協定を締結する民間団体等との連携強化

道路啓開や支援物資の輸送を迅速に行うため、災害時応援協定を締結する民間団体等

との情報交換会の開催や連絡窓口の確認を定期的に行うとともに、必要に応じて協定の内容について見直しを行うなど、連携体制の強化を図る必要がある。

再掲【2-9- (5)】

4 応急仮設住宅等の住居支援対策の遅延による避難生活の長期化

【地震】(第4次地震被害想定)

道路：山間部等で集落内道路等が不通となる

(1)建設型応急住宅、賃貸型応急住宅等、被災者の住宅の支援

被災者の生活拠点を早急に確保するため、建設型応急住宅の建設が可能な用地を把握するとともに、賃貸型応急住宅の確保など、あらかじめ住居の供給体制を整備しておく必要がある。

【建設型応急住宅の建設可能用地：10 か所 (303 戸分)】

5 防災インフラの長期にわたる機能不全

【風水害】

水門 11 箇所、排水機場 4 箇所

(1)水門、排水機場等の自動化・遠隔化等

風水害時に水門等の開閉や排水機場のポンプ作動を現地で人が対応しなければならない設備が多くあることから、水害発生時に安全に動作や動作確認ができるよう自動化・遠隔化等を図る必要がある。

再掲【8-3- (1)】

7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

1 風評被害等による地域経済等への甚大な影響

【地震・風水害】

大規模な災害が発生したことによる風評被害により経済的影響を受けることが考えられる。

(1)観光業、農業等の需要回復に向けた安全性の情報発信

災害発生時における地理的な誤認識や消費の過剰反応等による風評被害を防ぐため、

正確な被害情報等を収集し、正しい情報を迅速かつ的確に提供するとともに、関係機関と連携し、町内産物の販売促進や観光客の誘客など積極的な風評被害対策を講じることが必要になるため、平時から関係機関等と連携構築等を行う必要がある。

2 大規模火災（住宅・林野火災等）による死傷者や資産喪失の発生

【被害想定】

消防団員が被災し、消火・救助活動を行なえる人が不足する。

(1)消防防災施設の充実、地域消防力の確保

同時多発する火災等に備え、消防力を強化するため、消防施設・設備の充実、消防救急の広域化、防災ヘリコプターを活用した消防体制の充実、消防団員の確保・教育訓練に努める必要がある。

消防団員の減少に伴う団員確保対策については、幅広い年齢層を対象に消防団を補完する体制づくりを検討するとともに、消防団装備品の充実、耐震性貯水槽や消火栓の整備を推進する必要がある。

【耐震性貯水槽の整備率 40.8%】：R2 年

【消防団員の確保 89.68%】：R3 年

再掲【1-1- (5)】

(2)消防広域化による静岡市消防局との連携体制強化

常備消防と消防団との連携や大規模災害発生時の消防力全体の運用について、訓練等を通じて研究、検証を図る必要がある。

・消防救急業務の広域化 平成 28 年度

再掲【1-1- (6)】

(3)地域防災力の充実強化

超広域災害では、広域支援の遅れや不足が生じることも想定されることから、地域の防災力の充実・強化を図る必要がある。

このため、消防団員の確保、地域の防災委員との連携強化のほか、地域の消防防災用施設、設備及び資機材の整備を進めるとともに、自主防災組織を中心に地域の住民や学校、事業所などが協力した防災訓練や人材の育成・活用などの取組を促進する。

再掲【2-2- (3)】

3 地震、風水害等を起因とした大規模な土砂災害による死傷者の発生

【被害想定等】 令和2年1月時点

土砂災害危険箇所 267 箇所

砂防指定地 24 箇所

急傾斜地崩壊危険区域 17 箇所

土砂災害警戒区域 237 箇所

土砂災害特別警戒区域 216 箇所

(1)地すべり防止施設、砂防施設、急傾斜地崩壊防止施設の整備

従来からの施設整備は、同時多発的に発生し、人的被害が発生するおそれのある土砂災害に有効であることから、優先度を設けて着実に進めていく必要がある。併せて、既存施設を最大限活用できるよう、適切な維持管理に努める必要がある。事業実施については、国及び県への働きかけにより、土砂災害防止施設の整備を促進する必要がある。

再掲【1-5- (1)】

(2)避難行動の周知徹底

洪水時の避難の適切な行動について、避難のタイミングや建物の2階等への垂直避難、親戚や知人宅への避難等、住民一人ひとりがそれぞれの状況に応じた避難の判断ができるよう周知徹底を図る。

要配慮者に対する適切な避難行動の周知を図るとともに、利用施設に対しては避難計画等の策定支援及び訓練の実施を働きかける。

再掲【1-2- (2)】

(3)土砂災害ハザードマップの作成、説明会の開催及び図上訓練等の実施

突発的に発生する土砂災害に対する避難を円滑かつ迅速に行うため、土砂災害ハザードマップを全戸に配布しているが、必要に応じたハザードマップの見直し、土砂災害リスク情報の提供などを継続して行うよう努める。

自主防災会では、防災マップ等作成を推進するとともに、防災訓練等を通じて、地域防災力の向上を図る必要がある。

再掲【1-5- (3)】

(4)山地災害防止施設等の整備、避難体制の整備

森林の適正な整備と保全のため、保安林の適正配備と治山事業の山地災害防止施設により保安林機能の向上に取り組み、間伐などの森林施業の着実な実施と荒廃した森林の再生を促進する必要がある。

再掲【1-5- (4)】

(5)農業用排水施設等の整備・補強

農地や農業用施設の湛水被害解消や自然的社会的状況の変化等によって機能低下した農業用排水施設等の整備・補強を進める必要がある。

再掲【1-2- (4)】

4 感染症の流行による多数の関連死の発生

【被害想定】

ウイルスのまん延による、インフルエンザ等の感染症の集団感染や食中毒などが発生し、多数の罹患者が発生する。

(1)避難所における衛生対策

災害時の簡易トイレや消毒剤等の資材整備の促進とともに、避難所遠泳のための会議での事前の衛生対策の協議を進める必要がある。

(2)平時からの感染症の予防措置

感染症等の発生やまん延を防止するため、町民へワクチン等の接種の促進を図る必要がある。

(3)感染症の大規模発生予防体制の充実

感染症発生の住民への広報及び関係機関との情報共有を図り、学校や保育所等への感染予防のための医薬品等の資材の整備を促進する必要がある。

(4)町内医療機関の診療体制の整備

感染症等の治療体制整備のために必要な資機材を配備する。

8 大規模自然災害発生直後であっても、地域及び社会経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

1 大量に発生する災害廃棄物・有害物質の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる

事態

【被害想定】 (第4次地震被害想定 レベル2)

災害廃棄物等発生量 約11,000千トン 約10,000立方メートル

(1)災害廃棄物処理体制の構築

川根本町災害廃棄物処理計画の更新を推進する。発災後は、被害規模に応じた災害廃棄物実行計画を策定し、計画的に処理を行う。

(2)適切な遺体措置対応

適切に遺体措置を行うため、遺体措置計画の見直しを図り、計画に基づく訓練等を実施する必要がある。

2 貴重な文化財の地震の揺れや火災による被災、さらには被災を起因とした有形・

無形の文化の衰退・喪失

【被害想定】 (第4次地震被害想定)

人口流出が顕著になり、人手不足によるコミュニティの崩壊により、地域の復興が困難になる可能性がある。古い木造家屋等を中心に東海の被害が多発し、同時多発的に火災が発生し、大規模な延焼となる恐れがある。

(1)地域防災力の充実強化

超広域災害では、広域支援の遅れや不足が生じることも想定されることから、地域の防災力の充実・強化を図る必要がある。

このため、消防団員の確保、地域の防災委員との連携強化のほか、地域の消防防災用施設、設備及び資機材の整備を進めるとともに、自主防災組織を中心に地域の住民や学校、事業所などが協力した防災訓練や人材の育成・活用などの取組を促進する。

再掲【2-2- (3)】

(2)文化財の耐震・防火対策

文化財指定・登録の建造物等だけでなく、城址の石垣等を含め耐震、防火対策を進め、役場や資料館等に収蔵されている文化財等は、転倒防止や破損防止の措置を講じる等、文化財等の内容、状況に応じた対策を講じる必要がある。

3 広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

【風水害】（第4次地震被害想定）

大井川の増水により発生する洪水に対して、既存インフラの整備効果が最大限に発揮できるように、施設の適切な維持管理に努める必要がある。

(1)水門、排水機場等の自動化・遠隔化等

風水害時に水門等の開閉や排水機場のポンプ作動を現地で人が対応しなければならない設備が多くあることから、水害発生時に安全に動作や動作確認ができるよう自動化・遠隔化等を図る必要がある。

再掲【6-5- (1)】

(2)河川及び洪水調節施設等の整備

広域的に甚大な浸水被害が想定される大井川（国、県管理）流域の地域に大きな被害を発生させない災害対応策の重点化を図り対策を実施する。

過去に浸水被害のあった地域については、排水機場などの整備や森林、農地の保全等のソフト対策を関係機関等と協力して一体的な治水対策を実施する必要がある。

再掲【1-2- (1)】

(3)農業用排水施設等の整備・補強

農地や農業用施設の湛水被害解消や自然的社会的状況の変化等によって機能低下した農業用排水施設等の整備・補強を進める必要がある。

再掲【1-2- (4)】

4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず生活再建が大幅

に遅れる事態

【風水害】 (第4次地震被害想定)

事業所の被災、需要の減少、観光客の減少等により事業継続が困難となり、雇用の継続に資料をきたす。

(1)復興事前準備の取組推進

被災後、早期に的確な復興が実現できるよう、被災後の復興まちづくりをあらかじめ検討し、復興事前準備の取組を推進する必要がある。

再掲【9-1- (1)】

(2)住宅対策

生活の基盤である住宅については、町民の自力再建支援を行うとともに、災害公営住宅等の供給を行うため、被災者の支援制度などの体制構築に努めると共に、迅速な建設ができるよう、建設予定地等の検討を含む体制を整備しておく必要がある。

(3)雇用対策

被災者の経済的な生活基盤を確保するため、雇用維持対策や再就職支援が円滑に実施できるよう、町商工会やハローワーク等の関係機関との連携を強化する必要がある。

(4)生活再建支援

被災者生活再建支援制度の充実を図ると共に、様々な生活再建関連施設に関する情報提供や生活の復興に向けた相談体制を整備するとともに、被災者の各種相談に迅速かつ適切に対応する必要がある。このため、職員の相談対応に対する研修や生活再建支援システムの導入など効率的な運用体制を構築する。

再掲【8-7- (2)】

(5)迅速な復旧対策を図る地籍調査の推進

災害発生後、住宅等の復興を速やかに行うため、土地の境界を明確にするための地籍調査を推進する必要がある。

(6)事業所における地震防災応急計画及び事業継続計画（BCP）の策定の促進

大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災応急計画を策定する義務がある事業所への策定促進を促す必要がある。

また、大規模災害時における事業所の被災や生産力の低下を防ぐため、事業所の事業継続計画（BCP）について、静岡県 BCP モデルプランの周知を図り、静岡県 BCP 研究会員による普及啓発や BCP 策定を指導する人材の養成を図り、策定の促進を図る必要がある。

再掲【5-1-（1）】

5 災害復興（道路啓開、住宅建設等）のための人材の不足により生活再建が大幅

に遅れる事態

(1)公共事業の持続的な担い手不足

公共事業の担い手である建設業では、若年入職者の減少、建設技術を有する労働者の高齢化の進展による担い手不足が懸念されるため、持続的な担い手の確保を図る必要がある。

6 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化による復旧・復興が大幅に遅れる事態

【被害想定等】（その他の想定）

住民の被災による地域コミュニティの崩壊、孤立による治安の悪化による復旧・復興に遅れが生じる恐れがある。

(1)地域の治安確保・維持のための体制づくり

治安悪化による犯罪抑止のための体制づくりを、警察・自主防災会と構築する必要がある。

再掲【3-4-（1）】

(2)地域防災力の充実強化

超広域災害では、広域支援の遅れや不足が生じることも想定されることから、地域の防災力の充実・強化を図る必要がある。

このため、消防団員の確保、地域の防災委員との連携強化のほか、地域の消防防災用施設、設備及び資機材の整備を進めるとともに、自主防災組織を中心に地域の住民や学校、事業所などが協力した防災訓練や人材の育成・活用などの取組を促進する。

再掲【2-2- (3)】

7 被災した住宅の被害調査や生活再建のための証明書等の発行業務の遅延により生活

再建が大幅に遅れる事態

【被害想定等】 (その他の想定)

住民の被災による地域コミュニティの崩壊、孤立による治安の悪化による復旧・復興に遅れが生じる恐れがある。

(1)生活再建支援

被災者生活再建支援制度の充実を図ると共に、様々な生活再建関連施設に関する情報提供や生活の復興に向けた相談体制を整備するとともに、被災者の各種相談に迅速かつ適切に対応する必要がある。このため、職員の相談対応に対する研修や生活再建支援システムの導入など効率的な運用体制を構築する。

再掲【8-4- (4)】

(2)住家被害調査マニュアルの整備

住宅等の被害認定調査を行う職員が統一した調査方法で公平・公正の目線で調査が行えるよう、マニュアルや様式の統一化などの体制整備を進め、調査からの一連の流れを実施地研修等で習得する必要がある。

9 防災・減災と地域成長を両立させた魅力ある地域づくり

1 企業・住民の流出等による地域活力の低下

【被害想定】 (その他の想定)

事業所や住民の町外移転等により地域活力が低下し、地域資源の活用に支障をきたす。

(1)復興事前準備の取組推進

被災後、早期に的確な復興が実現できるよう、被災後の復興まちづくりをあらかじめ検討し、復興事前準備の取組を推進する必要がある。

再掲【8-4- (1)】

(2)多彩なライフスタイルの実現

地域の自然、歴史、文化等の資源を活かして生活を楽しむ暮らし方の提案を行い、コミュニティの再生や多様な主体による共助社会づくりを進め、誰もが価値観やライフステージに応じて望むライフスタイルを選択できる環境を創出していく必要がある。

2 農地等の荒廃による災害リスクの助長

【被害想定】 (その他の想定)

荒廃する農地や山林を起因とする災害の発生が危惧される。

(1)農業用排水施設等の整備・補強

農地や農業用施設の湛水被害解消や自然的社会的状況の変化等によって機能低下した農業用排水施設等の整備・補強を進める必要がある。

再掲【1-2- (4)】

(2)河川及び洪水調節施設等の整備

広域的に甚大な浸水被害が想定される大井川（国、県管理）流域の地域に大きな被害を発生させない災害対応策の重点化を図り対策を実施する。

過去に浸水被害のあった地域については、排水機場などの整備や森林、農地の保全等のソフト対策を関係機関等と協力して一体的な治水対策を実施する必要がある。

再掲【1-2- (1)】

(3)山地災害防止施設等の整備、避難体制の整備

森林の適正な整備と保全のため、保安林の適正配備と治山事業の山地災害防止施設により保安林機能の向上に取り組み、間伐などの森林施業の着実な実施と荒廃した森林の再生を促進する必要がある。

再掲【1-5- (4)】

3 空家や公共施設等の管理不足による災害リスクの助長

【被害想定】 (その他の想定)

空家や使用されていない公共施設等の管理不足により災害の発生が危惧される。

(1)住宅・建築物の耐震化、老朽空家対策

住宅・建築物の耐震化は、倒壊を防ぐとともに津波からの早期避難が可能となることにより、住民の命を守るのはもちろん、負傷者や避難者を減少させ、発災後の応急対応や復興における社会全体の負担を軽減する効果があることから、早急に進めることが必要である。

町内の特定建築物の耐震化率は県平均を上回っているが、住宅の耐震化率は県平均を下回っており、耐震化の進捗を進める必要がある。

老朽した空家の所有者に対する適正管理の指導等の対策も必要である。

再掲【1-1- (1)】

(2)公共施設等の適正管理の推進

川根本町公共施設等総合管理計画に掲げた公共施設の品質の適正化を図るため、保全サイクルの構築を図り、施設の計画的な修繕、更新を行っていく必要がある。